

吉野川市ブランド認証制度の概要

1 吉野川市ブランド認証の条件

- ①吉野川市内の事業所で製造される製品または吉野川市内で収穫される農産物などを対象とし、特産品の種別ごとの認証基準は別に定める。
- ②食品については、日本農林規格に規定される製品については規格に沿った製造・生産及び食品表示法に規定される表示基準が満たされていること。
- ③食品以外については各々の製品に関する関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL法対象製品についてはPL保険に加入していること。

2 認証の決定、有効期間

- ①認証の決定は第三者機関・消費者・学識経験者などで構成する「吉野川市ブランド認証委員会」において審査、決定の上申請者に通知する。
- ②認証の有効期間は3年として、その後も再申請・再審査の上問題が無い限り継続認証する。

3 吉野川市ブランド認証のメリット

- ①吉野川市ブランド認証マークをシール貼り付けやパッケージに印刷するなど、吉野川市特産の安心・安全・高品質な特産品であることを広くアピールし販売促進を図ることができる。
- ②吉野川市の主催する物産展やイベント出展において吉野川市ブランドとしてPR、推奨される。
- ③吉野川市や市関係団体の業務で用いる物品に、認証商品が優先して使用される。
- ④観光パンフレットやインターネットにより県外客に対し吉野川市ブランドとしてPR、推奨される。
- ⑤ブランド認証商品を登録された事業所は、ブランド認証事業所の生産及び販売の意欲の向上並びにブランド認証商品の周知の拡大を図るため、「吉野川市ブランド認証事業所物産展等出店支援事業補助金」を活用することができる。【補助率：1／2】
- ⑥ふるさと納税「ふるさと納税記念品」として寄付金をしていただいた方に対して、当該ブランド認証商品を進呈している（※別に申込書等必要）。

4 認証に係る費用

- ①認証申請料は、無料とする。

②認証マーク代金

認証商品の表示に認証マークを使用する際に、印刷表示に要する費用は事業所等の負担とする。